

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.037

処 分 名	防火地域内の違反看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	<p>建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。</p> <p>命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。</p>
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.038

処 分 名	防火地域内の違反看板等に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.039

処 分 名	工事中の防火地域内の違反看板等に対する緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置で、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用されます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.040

処 分 名	保安上危険となる防火地域内の看板等に対する除却等の勧告
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.041

処 分 名	保安上危険となる防火地域内の看板等に対する勧告措置の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができるとを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告を受けた建築物の所有者等がなんらの措置もとらなかった場合には是正のための命令をするものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十三項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.042

処 分 名	保安上危険な防火地域内の看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「既に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができることを定めたものです。実体上は法令が定まる技術的基準に適合しておらず危険や害の程度が高い既存不適格建築物がそのまま放置されるおそれがあり、こうした事態を防ぐために「著しく」危険や害のある状態に陥っている建築物を対象とした命令です。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.043

処 分 名	集団規定に適合しない防火地域内の既存不適格看板等に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第3条第2項の規定により法第3章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.044

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる除却等の命令
処 分 の 概 要	<p>建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。</p> <p>命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。</p>
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工事現場の危害の防止)

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.045

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第90条第3項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工事現場の危害の防止)

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.046

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工事現場の危害の防止)

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.047

処 分 名	工事中の特殊建築物等の使用に対する使用禁止等の命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

- 第九十条の二** 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。
- 2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.048

処 分 名	工事中の特殊建築物等の使用に対する緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	工事中の建築物を使用する場合に予想される災害を未然に防止することを目的としており、工事の施工中に使用されている特殊建築物等が著しく安全上・防火上又は避難上支障があると認めるときは、当該建築物の所有者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第90条の2第2項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

- 第九十条の二** 特定行政庁は、第九条又は第十条の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事の施工中に使用されている第六条第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。
- 2 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前項の場合に準用する。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.049

処 分 名	建築物の耐震改修の計画の認定事業者に対する改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第20条
処 分 基 準	改善命令は、現在まで当該処分に係る事例がないことから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物の耐震改修の促進に関する法律
(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.050

処 分 名	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第21条
処 分 基 準	認定の取り消しは、現在まで当該処分に係る事例がないことから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物の耐震改修の促進に関する法律

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.051

処 分 名	分別解体等の計画の変更等の命令
処 分 の 概 要	届出に係る分別解体等の計画が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第 2 条に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 7 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができます。
根拠法令等・条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条第 3 項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則

(分別解体等に係る施工方法に関する基準)

第二条 法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。

二 前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。

三 前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- 四 第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。
- 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類
 - 二 前項第一号の調査の結果
 - 三 前項第三号の措置の内容
- 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容
- 六 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分
- 七 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物等の部分及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分
- 八 前各号に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- 3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し
 - 二 屋根ふき材の取り外し
 - 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
 - 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 5 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。
- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し

- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- 6 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、次のいずれかの方法によらなければならない。
 - 一 手作業
 - 二 手作業及び機械による作業
- 7 前項の規定にかかわらず、建築物に係る解体工事の工程が第三項第一号の工程又は同項第二号の工程である場合には、当該工程に係る分別解体等の方法は、手作業によらなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合においては、手作業及び機械による作業によることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.052

処 分 名	分別解体等に係る必要な措置の命令
処 分 の 概 要	対象工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるとき、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 15 条
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(命令)

第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針（第四条第二項の規定により同条第一項の指針を公表した場合には、当該指針）を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.053

処 分 名	特別特定建築物に係る基準適合命令
処 分 の 概 要	法第14条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認める場合、当該違反を是正するために必要な措置命令を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第15条第1項
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成18年12月20日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.054

処 分 名	認定建築主等に対する改善命令
処 分 の 概 要	認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認める場合、その改善に必要な措置命令を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第21条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成18年12月20日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.055

処 分 名	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	法第 21 条による処分に違反した場合、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取り消しを行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 22 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 20 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第二十二條 所管行政庁は、認定建築主等が前條の規定による処分に違反したときは、第十七條第三項の認定を取り消すことができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.056

処 分 名	長期優良住宅の改善命令（第 13 条第 1 項）
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定計画実施者が、認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行ってないと認められるなど、長期優良住宅の普及に関する法律第 13 条に該当する場合は、その改善に必要な措置を講ずることができます。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 13 条第 1 項
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築又は維持保全の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

【根拠法令】

■長期優良住宅の普及に関する法律

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.057

処 分 名	長期優良住宅の改善命令（第 13 条第 2 項）
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定計画実施者（分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定しないと認められる場合など、長期優良住宅の普及に関する法律第 13 条第 2 項に該当する場合は、その改善に必要な措置を講ずることができません。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 13 条第 2 項
処 分 基 準	法令の規定において基準が具体的に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

【根拠法令】

■長期優良住宅の普及に関する法律

(改善命令)

第十三条

2 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

【関係法令】

※◎長期優良住宅の普及に関する法律

(長期優良住宅建築等計画の認定)

第五条

3 分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って当該住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(認定基準等)

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。

二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- 交通省令で定める基準に適合するものであること。
- ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。
 - ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。
- 五 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。
 - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。
- 六 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)

第八条 第六条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)

第九条 第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた長期優良住宅建築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第四項第四号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.058

処 分 名	長期優良住宅の認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、長期優良住宅の認定について、改善命令に違反したときなど、長期優良住宅の普及に関する法律第 14 条に該当する場合は、計画の認定取消しを行うことができます。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 14 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定計画実施者が第 13 条の規定による改善命令に従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

【根拠法令】

■長期優良住宅の普及に関する法律

(計画認定の取消し)

第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。

二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。

2 所管行政庁は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定計画実施者であった者（当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。）に通知しなければならない。

【関係法令】

※◎長期優良住宅の普及に関する法律

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

2 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第三項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.059

処 分 名	低炭素建築物新築等計画認定の改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が低炭素建築物等新築計画に従って低炭素建築物の建築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第57条
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成25年1月1日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■都市の低炭素化の促進に関する法律

(改善命令)

第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.060

処 分 名	低炭素法 低炭素建築物新築等計画認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、低炭素建築物新築等計画認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 58 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定建築主が第 57 条の規定による改善命令に、従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 25 年 1 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■都市の低炭素化の促進に関する法律
(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四条第一項の認定を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.061

処 分 名	建築物省エネ法 特定建築物に係る基準適合命令等
処 分 の 概 要	所管行政庁は、特定建築物の基準適合義務の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 14 条第 1 項
処 分 基 準	違反是正をするための命令措置は、是正計画の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(特定建築物に係る基準適合命令等)

第十四条 所管行政庁は、第十一条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

第十一条 建築主は、特定建築行為(特定建築物(居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分(以下「住宅部分」という。))以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。))の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。)の新築若しくは増築若しくは改築(非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。)又は特定建築物以外の建築物の増築(非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。)をいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.062

処 分 名	建築物省エネ法 住宅部分に係る指示等
処 分 の 概 要	<p>当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者に対し、変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （平成 27 年法律第 53 号） 第 16 条第 1 項、第 2 項
処 分 基 準	当該建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能基準に適合させるための措置は、その計画の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(住宅部分に係る指示等)

第十六条 所管行政庁は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は前条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合において、当該建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該特定建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その工事の着手の日の前日までの間に限り、その提出者（同項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者）に対し、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費

性能適合性判定の実施等)

第十五条 所管行政庁は、第三十九条から第四十二条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とする。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。）の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.063

処 分 名	建築物省エネ法 建築物の建築に関する届出等
処 分 の 概 要	所管行政庁は、届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきご指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 19 条第 2 項、第 3 項
処 分 基 準	特定建築物以外の建築物の届出に係る建築物エネルギー消費性能基準に適合させるための措置は、その計画の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(建築物の建築に関する届出等)

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物の新築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二 建築物の増築又は改築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの（特定建築行為に該当するものを除く。）

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.064

処 分 名	建築物省エネ法 認定建築主に対する改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 38 条
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築等の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日 (最終改正:令和 4 年 4 月 1 日)
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(認定建築主に対する改善命令)

第三十八条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.065

処 分 名	建築物省エネ法 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取消することができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 39 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、認定建築主が第 33 条の規定による改善命令に、従わない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し)

第三十九条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第三十五条第一項の認定を取り消すことができる。

(認定建築主に対する改善命令)

第三十八条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.066

処 分 名	建築物省エネ法 基準適合認定建築物に係る認定の取消し
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定建築主が改善命令に違反したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取り消すことができる。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 42 条
処 分 基 準	認定の取り消しは、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認める場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であることから、設定しない。
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日 (最終改正:令和 4 年 4 月 1 日)
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第四十二条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第四十一条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部建築課 No.067

処 分 名	優良住宅の認定
処 分 の 概 要	市長は、優良住宅新築認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないとき、又は申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないことができます。
根拠条例等・条項	春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則（平成 17 年規則第 164 号）第 4 条
処 分 基 準	<p>昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないときとは、次に掲げるときとなります。</p> <p>(1) 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 住宅の新築が、建築基準法、都市計画法その他住宅の建築に関する法令に照らし、適法に行われたものであること。</p> <p>(2) 住宅の床面積に関する事項 住宅の人の居住の用に供する部分の床面積（建築基準法施行規則40号別記第1号様式の副本に規定する高床式住宅にあつては、床下部分以外の部分の面積）が、40平方メートル以上200平方メートル以下であること。</p> <p>(3) その他優良な住宅の供給に関し必要な事項</p> <p>① 台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びに収納設備を備えた住宅であること。</p> <p>② 別荘の用に供される住宅でないこと。</p> <p>③ 住宅（当該住宅が、1むねの家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して人の居住の用その他の用に供することができるものの一部分である場合にあつては、当該家屋をいう。）の床面積の敷地面積に対する割合が、10分の1未満でないこと。</p> <p>④ 住宅の建築費が3.3平方メートル当たり95万円（耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）を有する住宅にあつては、100万円）以下であること。</p> <p>⑤ 住宅が1むねの家屋の一部分である場合にあつては、当該家屋の第2並びに第3第1号及び第2号の要件に該当する住宅の床面積の合計の当該家屋の床面積に占める割合が、2分の1以上であること。</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠法令】

■春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則
(認定の基準)

第4条 市長は、優良住宅新築認定の申請があった場合において、当該申請に係る住宅の新築が昭和54年建設省告示第768号に規定する基準に適合しないとき、又は申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないものとする。